

2026 年 9 月 10 日

各 位

函館商工信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みについて

当組合は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取り組みを実施いたします。

当組合は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設停止

実施日	2026 年 10 月 30 日（金）
内 容	当座預金の新規口座開設を停止します。 ※既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

2. 手形・小切手を振り出されるお客様

実施日	2026 年 10 月 30 日（金）
内 容	期限以降に振り出された手形・小切手は当座勘定からの支払いすることができません。 2026 年 10 月 1 日以降は手形・小切手の受付ができない金融機関がありますのでご注意ください。

3. 当組合以外を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

実施日	2026 年 10 月 30 日（金）
内 容	当組合以外を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。 ※ 取立扱いは可能です。

4. 2027 年 3 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立および割引の受付停止

実施日	2026 年 10 月 30 日（金）
内 容	2027 年 3 月 1 日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、代金取立および割引の受付を停止します。

5. 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

実施日	2026 年 10 月 1 日（木）
内 容	当座預金の払い戻しについて、現行の小切手振出に加え、払戻請求書による取り扱いを開始します。 ただし、小切手と同様に払戻請求書によるお引き出しのお取り扱いには口座開設店に限ります。

6. 手形・小切手帳の発行受付終了

実施日	2026 年 9 月 30 日（水）
内 容	手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了します。 ※自己宛小切手の発行についても同日をもって終了します。

手形・小切手の全面的な電子化について

【電子化の背景】

2021 年 6 月、政府が「成長戦略実行計画」を閣議決定し、「5 年後（2026 年）の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」、「小切手の全面的な電子化を図る」を公表しました。

これを受け全国銀行協会では「2026 年度末（2027 年 3 月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げ、現在、政府・産業界・金融界が一丸となって手形・小切手の全面的な電子化に向け取り組みを進めております。

【手形・小切手に代わる決済方法】

当組合では、手形・小切手に代わる決済方法として、以下のサービスをご提供しております。

是非、早期のご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

サービス名	電子化のメリット
「でんさいネット」（電子記録債権） （所定の手数料がかかります）	① コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が削減できます。 ② 事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業、保管・管理業務が不要になります。
「でんさいライト」（電子記録債権） （所定の手数料がかかります）	③ リスク削減 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配が解消されます。

手形・小切手の全面的な電子化への取り組み、およびこれに代わる決済サービスのご利用について、詳しくはお取引店にお問い合わせ、ご相談ください。

以 上



ちかくにいるから、チカラになれる
函館商工信用組合
当組合ホームページ www.hakodate.shinkumi.jp/